

旭川市成年後見制度講演会

認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力の不十分な方達は、自分で福祉サービスの契約を結んだり、自分の財産（預貯金や不動産）を管理したりすることが難しい場合があります。また、正常な判断ができないため、悪徳商法等により不必要な契約を結んでしまう可能性もあります。このような判断能力の不十分な方を保護・支援する制度が「成年後見制度」です。

旭川大学教授の白戸一秀さんをお招きし、制度の複雑さ等からあまり知られていない「成年後見制度」の基礎・基本についてご講演いただくとともに、パネルディスカッションでは白戸さんを交え、実際に成年後見制度の相談を受けている方等と「成年後見制度を支えていくには何が必要か」を考えます。

市民の皆様の多くのご参加をお待ちしております。

主催	旭川市	参加対象	旭川市民（定員550名 ※要事前申込）
共催	旭川市市民委員会連絡協議会福祉部会・旭川市民生児童委員連絡協議会		
開催日時	平成23年6月19日（日） 13時 受付開始 13時30分 開会		
開催場所	旭川市神楽3条7丁目 大雪クリスタルホール 音楽堂		
参加料	無料		

内容 13:30～13:40 開会・あいさつ
13:40～14:30 講演



「地域福祉の時代と成年後見制度の必要性」～事例から学ぶ制度の基礎・基本～

講師 学校法人旭川大学 保健福祉学部コミュニティ福祉学科教授 白戸 一秀 氏
14:30～14:40 休憩
14:40～15:40 パネルディスカッション

「旭川市の福祉と成年後見制度の役割」

パネラー 旭川市永山東地区民生児童委員協議会 会長 山田 陽子 氏
旭川市春光・春光台地域包括支援センター センター長 本間 邦夫 氏
旭川市障害者総合相談支援センター「あそと」相談支援専門員 西 昌直 氏
15:40～16:00 質疑応答・閉会

申込方法 裏面「参加申込書」に必要事項を記入し、FAX または郵送により事務局までお送りいただくか、下記の申込先まで電話にてお申し込みください。

※個人情報適切に管理し、今回の講演会の円滑な実施以外の目的には使用いたしません。

・～事務局（お申込み・お問い合わせ先）～

070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階

旭川市福祉保険部福祉保険課（担当）上代、佐藤

電話番号：(0166)25-6312(直通) ファックス番号：(0166)24-7008

電子メールアドレス：fukushihoken@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページ：http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/fukushihoken/index.html



参加申込書

平成23年6月19日（日）開催の講演会に以下の者が参加しますので申し込みます。

※以下に必要事項を記入し、事務局にFAXまたは郵送によりお送り願います。

	(ふりがな) 氏名	性別	年齢	住所	連絡先	所属
(例)	あさひかわ たろう 旭川 太郎	男	23	旭川市6-9	XX-XXXX	一般市民
(例)	ほっかい はなこ 北海 花子	女	55	旭川市7-10	XXX- XXXX-XXXX	介護施設職員
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

※お早めにお申し込みください。(定員550名)

・～事務局（お申込み・お問い合わせ先）～・

070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階

旭川市福祉保険部福祉保険課（担当）上代，佐藤

電話番号：(0166)25-6312(直通) ファックス番号：(0166)24-7008

電子メールアドレス：fukushihoken@city.asahikawa.hokkaido.jp

ホームページ：http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/fukushihoken/index.html

